

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団（以下「この法人」という。）の定款第 2 5 条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、理事とは、代表理事たる会長、業務執行理事たる専務理事をいう。

(法令等の順守)

第 3 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第 5 条 会長の職務権限は、別表 1 に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、業務を総理する。
- (2) 評議員会を招集する。
- (3) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (4) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第 6 条 専務理事の職務権限は、別表 1 に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐して、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行月日)

- 1 この規程は、公益財団法人の設立登記の日（平成 2 5 年 4 月 1 日）から施行する。

別表 1

決 裁 事 項	決 裁 権 者	
	会 長	専務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
栄典、表彰に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○
国外出張に関する事	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○	
〈支出に関する事〉		
1件100万円以上	○	
1件100万円未満		○
基金に関する事	○	
資産の管理に関する事	○	
会費に関する事	○	
渉外に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事		○
福利厚生（役員含む）に関する事		○
委員会等の業務に関する事		○
〈外部に対する文書発簡に関する事〉		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
一般事務連絡		○